

## 交通機関の混乱等による授業措置について

### 1 交通機関の混乱等に伴う規定

#### (交通機関混乱時の措置)

第57条 近隣鉄道に混乱が生じた場合、始業時間等について、原則として以下のとおりとする。

なお、特別な状況が起きた場合には、その都度職員会議で協議する。

#### ア 午前6時現在

東葉高速鉄道・新京成線のいずれか一方または双方が不通の場合…自宅待機

#### イ 午前8時現在

東葉高速鉄道・新京成線のいずれか一方または双方が不通の場合…自宅待機

東葉高速鉄道・新京成線のいずれも運転再開の場合…3限から授業を開始

#### ウ 午前10時現在

東葉高速鉄道・新京成線のいずれか一方または双方が不通の場合…臨時休校

東葉高速鉄道・新京成線のいずれも運転再開の場合…5限から授業を開始

#### (悪天候の際の措置)

第58条 悪天候により、近隣鉄道に混乱が生じた場合は、第57条による。なお、気象予報等により特別な状況が起きることが予想される場合には、前日或いは当日に職員会議を開催し協議する。

- 2 前項にかかわらず、登校するうえで安全が確保できると判断されるまでは自宅待機をし、その後安全が確保できると判断される場合は、交通機関の運行状況により随時登校する。

#### (生徒の出欠に関する措置)

第59条 第57条及び第58条により欠席・遅刻した場合は、第7条第3項により公認欠席等の措置をとる。

この規定は、平成22年10月29日より実施する。

### 2 その他

本件に関するお問い合わせは、教頭までお願いいたします。